

事務連絡
平成20年7月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局計画課

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について

標記の件について、経済産業省原子力安全・保安院より別添のとおり注意喚起の協力依頼がございましたので、関係資料等を送付いたします。

つきましては、管内の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対して、以下の事項につき注意喚起を行っていただきますようよろしくお取り計らい願います。

- 業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために必ず換気設備を稼働させること
- ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする等の場合には、ガス事業者に連絡の上、点検を至急受けること
- 一酸化炭素警報機の設置、排気ダクト等の換気状況の点検等について御検討いただきたいこと

(添付資料)

- ・社会福祉施設・介護老人保健施設等の厨房におけるガス消費機器使用時の一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者への要請について(協力依頼)
- ・参考資料1 7月15日付け一酸化炭素中毒事故防止に係る当省プレスリリース
- ・参考資料2 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット(都市ガス版)
- ・参考資料3 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット(LPガス版)
- ・参考資料4 業務用換気警報機のパンフレット(東京ガスの例)